

横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金の詳細をお知らせします

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対し、緊急支援給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要な場合があります。受付開始日や申請方法などが決定しましたのでお知らせします。

1 対象世帯

① 令和4年度住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割^{*1}が非課税の世帯

^{*1}令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入に基づいて課税されます。

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があり、令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当^{*2}となった世帯

^{*2}住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月の任意の1か月の収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

※ いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※ ①と②の両方の支給を受けることはできません。

2 支給額

1世帯当たり5万円（支給は1回のみ）

3 受付期間

令和4年11月15日（火） から 令和5年1月31日（火）まで**必着**

4 手続き方法

世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

なお、令和4年度住民税非課税世帯のうち、臨時特別給付金^{*3}を横浜市から受給している世帯については、申請手続きが不要となる場合があります。

^{*3}新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して支給している臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）。

① 令和4年度住民税非課税世帯

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
「支給のお知らせ」 (該当する世帯へ11月14日より順次発送)	申請手続き不要 (「支給のお知らせ」に記載された銀行口座に12月中旬頃に支給します)	臨時特別給付金を世帯主の口座で受給している世帯
「確認書(申請書)」 (該当する世帯へ11月15日より順次発送)	必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で返送	・臨時特別給付金を世帯主の口座以外で受給している世帯 ・臨時特別給付金を受給していない世帯
「申請書」 (11月15日より入手可能)	「申請書」を入手し、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに郵送で提出	臨時特別給付金を受給していない、かつ、令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書(家計急変世帯用)」を入手し、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに郵送で提出してください。

5 申請書の入手方法

11月15日(火)以降、区役所申請サポート窓口にて配布、または、市ウェブページでダウンロード可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/hikazeimukekyufu/kakakukotokyufu/kakakukoto.html>

6 お問合せ先

横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320 (フリーダイヤル)

※ 3者通話による外国語対応を行います。(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語)

受付時間：午前9時から午後7時まで(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

FAX番号：0120-303-464 (フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用)

メールアドレス：support@yokohama-kyufu.jp

※ メールでのお問合せは回答まで時間がかかる場合があります。

申請サポート窓口(令和4年11月1日(火)～)

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

※詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

【横浜市における電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のご案内】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/hikazeimukekyufu/kakakukotokyufu/kakakukoto.html>

お問合せ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 加藤 久雄 Tel 045-671-4754